

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

初期設定が「リボ払い」?! クレジットカード利用明細は必ず確認を!

<相談事例>

4年前にインターネットから申し込んで、年会費無料のクレジットカードを利用していた。年会費有料のゴールドカードに切り替えたところ、それまでのクレジットカードでは、どのような金額の商品を購入しても毎月1万円支払うリボルビング払い（以下「リボ払い」）に設定されていたことが分かった。

利用明細はネットで確認できたが今まで確認したことはなかった。

クレジット残金が170万円と高額になっている。

高額なリボ払い手数料にも納得いかない。どうにかならないか。

リボ払いは、最初から設定されていたのか、

途中で何か手続きをし設定されたのか分からない。



<アドバイス>

リボルビング払い（以下「リボ払い」）とは、利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。高額な買い物をして、月々の支払い額が一定額に抑えられる一方、「毎月手数料が発生する」「支払い残高が分かりにくい」「支払いが長期化する」などの点に注意が必要です。

クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用カードである場合や初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるので、よく確認しましょう。

また、クレジットカードの利用明細は、毎月必ず確認し、不審な点はカード会社に確認しましょう。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに!]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)